八曲地区活性化計画

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 八田地区活性化計画

|都道府県名||山梨県|| 市町村名||南アルプス市 | 地区名(1) ||八田地区 || 計画期間(2) || 平成19年度~平成21年度

目 標:(3)

豊かな風土と農村景観を維持するため、農家と非農家等の地域住民が一体となり本地域の活性化を図る。具体的には農業用用排水路を保全することにより、農業経営が安定し、農業所得が増え、農業者の意欲高揚が図られる。これにより農業離れに歯止めをかけ、農業者の流出を抑制し、定住の促進を図る。また地域住民と一体となって農業資源の保全及び管理を行い、コミュニティの向上に努め、優良農地の維持・保全を目指す。機能確保された農地面積 18.9 haの増加、また優良農用地の増加を図るため、遊休農用地の 0.2 haの減少を目標とする。

また山梨県は、策定を進めている「やまなし農業ルネサンス大綱」に「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。本活性化計画に基づき、果樹産地強化のため次世代が意欲を持って農業に取り組めるように基盤整備を行い、また事業を通じ農家のみならず農村地域の住民が一体となって農村資源の管理・保全の体制づくりを進めることで、大綱に掲げる施策の実現にもつなげていく。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、南アルプス市の北部に位置し東側に一級河川富士川が北南に流れ、地区の北側には西東に流れる富士川支流である御勅使川が位置し、その扇状地に広がる標高280~300mの自然環境にも恵まれた緩やかな傾斜地の農業地帯である。年間平年気温は2~27 で年間降雨量は1,400~1,500mm、積雪は12~3月で平年1~3回で積雪量は少な〈乾燥した北風が強〈吹き凍霜害も発生している。かんがい用水は、富士川水系を水源としている徳島堰、四ヶ村堰から配水と御勅使川支流である割羽沢から取水により確保され、農業の主要作物は水稲とぶどう、黄桃などを栽培する複合経営が基本的な地区である。

現状と課題

本地区の農用地区域は、区画未整備地区であるが用排水路はコンクリート水路であり、農道も随時整備され今日に至っている。しかし、用排水路は耐用年数が過ぎ老朽化が著しく、コンクリート水路の壁面や底面が浸食や崩壊が生じ機能低下している。この様な状況下では計画的な水管理を行うことが出来ないため作物栽培に支障を来たしており、さらに維持管理面にも多大な労力を要している。こうした、基盤整備の遅れ等により農業収益が低いことから、農業者の高齢化が進み後継者が育たない状況にある。更に、農村においては市街化かが進行していることで非農家との混住化が広がり、農村コミュニティが欠如してきていることから、農業後継者の確保と優良農地の維持保全していく体制づくりが今後の課題である。

今後の展開方向等(4)

農家の高齢化も進み、収益性も低くなっている中、地域営農の体制づくりや担い手への土地利用集積を推進させる必要があり、効率かつ良質な農産物づくりが行える営農環境を整え、高収入で安定した農家の育成に努め、定住化の促進を図る。また農地・水・環境保全対策の取り込みを行い、農業者と非農業者等の地域住民が共同活動を通して交流の促進を図りながら、地域が一体となり共存できる農業の地域づくりの確立を目指していく。

(記入要領)

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて - 具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ·ロ·八·ニ の別(3)	
南アルプス市	八田地区	基盤整備(農業用用排水施設)	南アルプス市	有り	1	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

3 活性化計画の区域(1)

八田地区(山梨県南アルプス市)	区域面積 (2)	18.9ha	
	-	•	
区域設定の考え方 (3)			
法第3条第1号関係:			
	積は18.9haで100%を占め、全 ⁻	てが農業従事者である。	
)			
法第3条第2号関係:			
人口の減少(H12 H17で15%減)、農業者	省の局殿化傾向からみて、活性化の)ためには、定任を進めることが必要不	可欠な区域である。
法第3条第3号関係:			
	田冷地域乃が古徳地を形成してい	ス区域け今んでいかい	
	用座地域及び中田地を形成してい	3区域は日70でであり。	

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

計画区域内の農家戸数・農業者数及び定住人口等について、平成22年度に南アルプス市で調査、検証を行う。また、定住等の促進に資する農業用用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を、現地で検証する。

【記入要領

1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした 図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ·設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。